

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還交渉資料第9巻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 在米国接收財産返還, 訪沖調査団, プライス法案審議, 個人タクシー認可問題, 黒い霧問題, 警察法の改正, 牛場次官, 自民党佐藤派議員会合, 沖縄返還問題（財政金融的側面）, 祖国復帰に関する請願 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635</a>

對米、云報活動

沖繩返還問題(金融的側面)

一般資本的性格

計米云報活動

紗繩及還問題(金融的側面)

一般資金的性質

## 取扱注意

### 一般資金の性格等について

#### 1. ガリオアの債務性について

「琉球列島米国民政府に関する指令」(1950.1.25付、1952.4.30付改訂の極東総司令部から琉球軍司令官への指令) 1. d (3) 後段

琉球住民に対し、病気及び不安の予防、当該地域の統治並びに経済復旧のために使われた資金(すなわち、ガリオア歳出予算からの支出)を合衆国に返済すべきなんらかの義務が課せられるであろう、ということは期待されていない。

It is not expected that any obligation will be placed on the people of the Ryukyu Islands to repay to the United States funds used for the prevention of disease and unrest, for government of the area, and economic recovery (i.e., expenditures from GARIOA appropriations).

#### 2. 公社等に対する出資の性格について

##### (1) 「琉球銀行条例」(1948.5.4) 第7条

###### 資本金、所有権

銀行株式議決権の51%以上は、額面金額をもつて、琉球住民の受託者たる米国民政府がこれを所有する。 . . .

Not less than fifty-one percent (51%) of the voting rights of capital stock of the Bank shall be subscribed to at par value by the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, acting as trustee for the Ryukyuan people.

##### (2) 「琉球開発金融公社条例」(1959.10.1)

###### 第10条 解散

。。。清算が完了したとき、処分金は民政府一般資金に繰り入れられる。  
Upon liquidation, proceeds will accrue to the General Fund of the Civil Administration.

同趣旨の規定は次の公社条例にもおかれている。

琉球住宅公社 1950.4.5布令 5号で設立  
1964.10.14布令 56号で廃止

琉球倉庫公社 1953.5.26布令 113号で設立  
1962.7.16布令 40号で廃止

琉球電力公社 1954.2.26布令129号で設立  
琉球水道公社 1958.9.4布令 25号で設立

### 3. 米国民政府一般資金の性格について

#### (1) 「陸軍長官の照会に対する米国会計検査院長の見解」(1953.8.17)

。。。そこに含まれている資金のすべては、合衆国の一機関である米国民政府において使用できるものであるが、米国民政府が使用できるというのは、単にそれが琉球の地方政府の役割りを果しているからであるということは明らかであり、

そしてまた、当該資金は、琉球住民の利益のために意図され使用されており、かつ、信託というものの性質からして琉球住民のために保有されているものであつて、合衆国的一般目的または陸軍の軍事目的のために議会が承認した資金を補てんするためには使用できないものであるということも明らかである。かかる事情のもとにおいて、おたづねの資産は、

1953年補正予算法1415条の意味にいわゆる「合衆国國庫に貸記されまたは所有される」外国資産であるとは思われず、当該規定はおたづねの資産に適用ないものと思われる。

..... it appears clear that while all of the funds involved are available to the U.S. Civil Administration of the Ryukyus (USCAR) which is an agency of the United States, they are available to it solely because it exercises the functions of a local government of the Ryukyus and that the funds are intended and used for the benefit of, and are in the nature of a trust account held for, the Ryukyuan people and are not available to supplement funds appropriated by the Congress for general purposes of the United States or military purposes of the Army. Under the circumstances, the said assets do not appear to be foreign credits "owed to or owned by the U.S. Treasury" within the meaning of section 1415 of the Supplemental Appropriations Act, 1953 (66 Stat. 662), and that provision appears inapplicable to the said assets.

(2) 「プライス報告」(1967年第90回国会においてプライス法改正審議に関連して提出された。)

#### 信託財産

概念的には、ここに述べた財産は信託財産を構成し、その主たる受益者及びその唯一の残余権者は琉球住民である。かかる概念は、琉球のためのガリオア歳出予算についての議会の意図及び高等弁務官の堅実な実地運営の相互関連からくる論理必然の帰結であり、会計検査院長の決定によつて了解され、確認されてきたものである。

#### Trust estate

Conceptually, the assets herein described constitute a trust estate, whose principal beneficiary and whose sole remainderman is the Ryukyuan people. This concept, which is the logical result of the interrelationship between the congressional intent of the GARIOA appropriation for the Ryukyuans and sound management practice of the HICOM, has been recognized and validated by a decision of the Comptroller General.

## 沖縄問題に関する対米広報活動

昭和四四、七、七  
アメリカ局北米第一課

### 一 沖縄返還交渉の基本方針

沖縄返還問題は、現在日米間の最大の外交問題であり、政府は沖縄の早期返還に対するわが国全国民の要望を実現するために、米国政府との外交折衝に全力を傾注している。米国政府の側においても、沖縄の早期返還に対するわが国政府、国民の一一致した要望を十分に理解しており、先般訪米した愛知外務大臣に対しても、今秋に予定されている佐藤総理とニクソン大統領の会談において、日米双方にとつて納得の行く解決をはかるべく、今後日米両政府間で銳意話し合いを進めて行くとの基本的な考え方を明らかにしている。従つて沖縄返還をめぐる日米間の話合いは、外交経路を通じて今後早急に進められて行くこととなるが、政府としては、そ

れを遺じて沖縄県民を含むわが国全国民の総意を体して、国民世論の期待にそつた解決をはかるべく努力して行く所存である。

### 二 沖縄返還をめぐる米国世論の動きとその対策

沖縄の早期返還については、米国内にも種々の意見がある。しかししながら、こうした米国内の世論の動きは、それらを体して日本政府との交渉にあたるべき立場にある米国政府に向けられたものであり、しかも米国政府としても、これら国内の各種の意見をふまえてわが国との話合いに臨んでいることでもあり、政府としては専ら米国政府との話合いを通じて問題の解決をはかることを基本方針としている次第である。

ただ、沖縄問題に関する米国内の意見の中には、沖縄の実情、あるいは沖縄返還交渉に臨むわが方の基本的立場等についての知識の欠如ないし誤った認識等に基づいているものも少なくない。従つて政府としては、上記方針に基づき、米国政府との話合いを

進めつつも、同時に米国国民に沖縄問題をめぐる種々の問題についての正しい認識を与えるべく広報活動に努力している。

### 三 沖縄問題に関する対米広報活動の現況

政府は、上述の観点から、沖縄問題に関する対米広報活動を行なつてゐるが、米国世論対策としては、世論形成に最も大きな影響力を有する報道関係に対する啓発活動が効果的であり、その点を中心とした活動を行なつてゐる。その現況は概要次のとおりである。

#### (1) 在米公館を通じての広報活動

現在米国にはワシントンの大使館をはじめとして十一の公館がおかれてゐるが、おののの公館には広報活動専門の担当官が配属されており、外務本省との緊密な連絡の下に、講演、報道関係者との会見、資料の提供等の広報活動を計画的に実施している。特に講演活動は、大学、商工会議所、在郷軍人会、婦

人会、ロータリー・クラブ等各地方の実情に応じつつ、できる限り広範囲の市民を対象として活潑に行なつてゐる。  
このほか大使、各総領事をはじめとする各館の館員があらゆる機会をとらえて報道関係者、各界の指導者等に接觸し、これらの沖縄問題に対するわが国の立場に対する理解を深めるべく努力している。

#### (2) 在日米国特派員に対する広報活動

現在東京には米国的主要新聞、雑誌、放送、通信社等四十社を越える報道機関の特派員が駐在しているが、これらの特派員を通じて米本国に伝えられる報道の米国世論に与える影響はきわめて大きい。従つて外務省の情報文化局長の定例記者会見を中心に、これらに對する記者会見を行なつてゐるほか、隨時これら報道関係者との接觸を保ち、これらの沖縄問題に対する当方の立場に対する理解を深めるべく努力している。

## 取扱注意

(昭和四十四年七月九日総理府、大蔵省、外務省、  
防衛庁の事務当局で協議して作成)

沖縄返還問題（財政金融的側面）

昭和四十四年七月九日  
アメリカ局北米第一課

一 沖縄の施政権返還に際して、現在沖縄にある軍事基地や公共用施設、あるいは公益事業等のために従来米国政府が行なつてきた財政支出について日本政府がなんらかの債務を負うことになるのではないかとか、また返還の際に日本政府が沖縄に流通しているドル通貨を回収して外貨準備に入れることに関連して、沖縄にある米国の資産を買い取ることを要求されるのではないかといふ議論が見受けられる。

このようないかんの施政権返還に伴う財政金融的側面については、今後の返還交渉の過程において日米両国政府間で十分話し合つて決めて行く必要があるが、かなり複雑な諸問題を含んでいる模様であり、これまで沖縄の施政権を担当してきた米国政府から未だなんらの具体的な申入れにも、あるいはデータの提供にも接していない

### (三)

#### 報道関係者等の本邦招待等

外務省ではわが国の外交政策及び国情を外国報道機関を通じて正しく海外に伝えるため、毎年約三十名ないし四十名の報道関係者を本邦に招待し、また自費で来日する報道関係者に対しても会見、見学等種々の便宜を供与するなどの広報活動を行なつてゐるが、もとより沖縄返還に対する国民の願望等沖縄問題をめぐるわが国の立場についての米国国民の理解を深めるような努力もこの中に含まれてゐる。

ない現段階において、過早に日本政府があまり深入りした見解を表明することは適切でないと考える。

以上を前提とした上での話であるが、現在常識的な範囲でいい

うることは次のようなことである。

(一) 戦後の沖縄に対する米国の財政支出には、人件費等は別として、大まかにいつてガリオア資金及びそれ以外の議会割当による一般民生関係支出と、軍事基地建設のための軍事関係支出とがある。これらの米国政府の財政負担により設けられた軍事基地を含む諸施設、及び公益事業等に対する米国政府の出資金を返還時にどう処理するかについては、そのまま適用しうる一般国際法上の原則もなく(注一)、特別の取扱もない(注二)が、参考となりうる先例、条約に照らし、外交交渉により実情に即した妥当な解決をはかる所存であり、その際日本政府としては、日本の国益、沖縄住民の福祉を念頭において交渉する方針である。

(注一) 戦争の結果として、一国の領土の一部につきその潛在主権を保有したままその地域についての施政権を条約に基づき戦勝国に移譲し、平和時に再び返還を受けるという例は稀であり、直接の先例としては奄美協定、小笠原協定があるのみである。このような場合につき、國家継承の場合の財産処理の原則がそのまま当てはまるとはいひ難い。

(注二) 地位協定第四条も沖縄に適用されていない状態のもとで、「特別の取扱」でありえないことはいうまでもない。

(二) 米国政府の財政負担により設けられた施設についてみれば、奄美及び小笠原返還の例では、いずれも不動産については無償で承継し、動産については、小笠原返還の際に日本側の必要とした若干の動産を買つたにすぎないが、沖縄の場合は種々事情も異なるので、これをそのまま踏襲できるかどうか疑問もある。もちろん米側に当然に施設買取り請求権があるということにも

ならないと思う（注三）。

（注三）軍事施設については、一月三十一日参議院本会議で、過去において米軍が投入した経費を日本に負担させるような考えはないと予想される旨の政府答弁が行なわれた例がある。行政的な施設については、七月三日衆議院沖特委において、常識的な感じとして施政権者として当然に行なつた民生上の行為、そのためのそれに用いられた財産は特別な要素があれば別として、無償で引き継いでしかるべきと思ふ旨の政府答弁が行なわれた。

なお、地位協定第四条は、沖縄の返還後これが沖縄に適用されれば、沖縄に残される米軍の施設区域のその後の返還について妥当することとなるが、それ以前に沖縄返還に際して地位協定を沖縄に適用する問題とか、その適用の対象外として返還される米側施設にどのようなものがあるかといった問

題を解決することが先決であろう。

（三）またガリオアの見返り資金を原資とする開発公社、電力、水道事業を中心とする米国政府の出資金の取扱いも難かしい問題であり、出資金のほかに借款等も考えられるので、米側と話しをするに際してはまず実体を明らかにする必要がある。

なお、米国政府からのガリオア及びその後の贈与援助金については、沖縄住民が返済義務を負わないことを示すものとして米民政府に対する一九五二年四月三十日の極東軍司令部の指令とか、その後の米議会における米国政府当局者の証言等が存在するので、これは沖縄住民の対米債務でないと考えられるが、未だ正式に米国政府とこの問題で話合つたことはない。

（四）沖縄に流通しているドル通貨をどのような方法で円通貨と切り換えるかの問題は、小笠原の場合と異なり、住民の数も関係者も多く金額も大きいので、返還交渉の過程において十分に米

6.

側と打合せる必要があると思われる。政府としては、沖縄県民の日常生活になるべく不便を生ぜしめない方法で円滑に切り換えを行いたいと考える。